

特定非営利活動法人 CATALRIS カタリス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人 CATALRIS カタリス という。

第2条

この法人は、主たる事務所を奈良県桜井市粟殿641番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、全国民に対して、地域資源の活用と継承、一次産業の振興、人と地域、組織、事業団体をつなぐ仕組みづくりに関する支援活動を行い、持続可能で自立した地域社会と循環型社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

本法人は、次に掲げる特定非営利活動を行うことを目的とする。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 農山漁村又は中山間地域の振興の支援事業
2. 自然環境の保全に関する活動の支援事業
3. 持続的な経済活動の推進を助ける支援事業
4. 子ども食堂運営継続の支援事業
5. 暮らしやすい街づくりの支援事業
6. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（法上の社員）
- (2) 個人会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人
- (3) 法人会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める 入会申込書により、理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第12条

- 1 理事は理事会、監事は総会において選任する。
- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の中から理事長を選ぶ。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員兼職制限)

第14条

- 1 理事長は、他の法人、任意団体又は地域自治組織における役員、会計、監査その他これに準ずる職を兼職してはならない。
- 2 理事長以外の役員については、原則として、他の法人、任意団体又は地域自治組織における役員、会計、監査その他これに準ずる職を兼職してはならない。ただし、当法人の運営に支障がなく、かつ理事会において特に必要と認められた場合は、この限りではない。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、原則として一切報酬を受けないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要がある時は理事会にて議決をとり、支給できるものとする。

3 役員はその役員総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

4 役員には、その職務を執行するために要した費用（旅費、交通費等）を弁償することができる。

5 前 2 項及び第 4 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、社員をもって構成する。

- (権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び活動決算の承認
- (4) 監事の選任又は解任、職務及び費用
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAX、ないし電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、社員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第 27 条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第 25 条、26 条第 2 項、第 28 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決 委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された 議事録署名人 2 人以上が、記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成 しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(4) 暫定予算

(5) 予備費の使用

(6) 理事の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 借入金

(8) 新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) 資産の管理方法

(11) この定款の施行について必要な細則

(12) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 13 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAX、ないし電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の内容については、出席者総数の 2 分の 1 以上の議決により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面または電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の 4 分の 3 以上による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は、所轄

庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	村上 康德
副理事長	葛西 雄一
理事	中畑 寛美
監事	伊堂寺 咲

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 11 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 8 月 31 日までとする。

設立当初の会費

	入会金	会費
正会員	0円	0円
個人会員	0円	0円
法人会員	0円	0円

役員名簿

特定非営利活動法人 CATALRIS カタリス

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	むらかみ やすのり 村上 康徳		無
理事	かさい ゆういち 葛西 雄一		無
理事	なかはた ひろみ 中畑 寛美		無
監事	いどうじ さき 伊堂寺 咲		無

設立趣旨書

趣旨

1. 設立に至った経緯

私達の社会には様々な問題があります。皆さんそれぞれの心の中に思うことがあると思います。何で、どうして？簡単なことなのに、誰かしてくれたいのに、したいけど恥ずかしい、声をかけたいのに、教えてあげたいのに。

皆さんの心の中には何かしら思い、考える事が沢山あると思います。

そんな問題を少しでも良くしていきたい！と

思う気持ちをなんとか実現したいと思いました。

そこで、個人の思いを、志を優先し、何をすべきか独自で考え判断してより良い社会になるよう活動する人々を、援助していくことが理念のNPO法人を立ち上げたいと思いました。

取りあえず、私が気になるのは食料品問題です。日本は、ほぼ食料を輸入に頼っています。もし、輸入がストップされればどうしますか？当たり前ですがスーパーに行けばなんでもありますが、もし、無くなれば大変ですね。主食の米ですら最近の米騒動で分かるように大変でした。日本の農業・漁業・林業などの第一次産業は、後継者不足や高齢化、耕作放棄地の増加といった深刻な課題を抱えています。先進国のアメリカは自給率100%超えています。フランスもです。

食料自給率は低下傾向にあり、将来の安定的な食料供給が危ぶまれています。地域においては、人手不足や採算性の低さから必要な作業が放置され、生活環境や景観の維持にも支障が生じています。毎日通る道沿いの畑や、田んぼの耕作放棄地を見る度、なんとかしなければと、考えてしまいます。先人の方々が苦勞して整地した山の中の田畑は、それは大変な苦勞して出来たものだと思います。

一方で、農地を活用したい人や、地域資源を有効利用したいと考える人は存在しますが、双方が出会い活用へ進む機会が極めて少ない現状です。さらに、ゴミ袋いっぱいのパンを引きずっているパン屋さん店員さんを見かけたとき、捨てるくらいなら困っている人にあげたいのに、どうして捨てるの？等々、食品ロスや廃棄物の問題、リサイクル可能な資源が処分されてしまう現状もあり、持続可能な社会の実現には多くの課題が山積しています。それを改善したくて“捨てる神あれば拾う神あり”の言葉にもあるようにそれを必要とする人達をマッチングして、キッカケ作りができる活動をしたくなりました。今の世の中、何でもお金です。お金がないからできない、お金にならない事は意味がなく時間の無駄、等々ネガティブな意見ばかりですが、誰かがやらなければ、動かなければ、変わることはないでしょう。

また、こうした状況を改善するためには、行政や既存企業では拾いきれない地域の細やかなニーズをくみ取り、つなぎ、動かす役割が必要です。私たちはその役割を行政と共に担い、地域の資源や人材をつなぐ活動を行うために本法人を設立したいと考えました。将来にわたり自給自足できる社会を築くことを目的として第一次産業の持続的な発展と後継者不足の解消、地域資源の循環活用を通じて、食料・環境・地域コミュニティの安定を図り、食品ロス削減、リサイクル推進、子ども食堂運営協力、地域環境衛生管理、よりよい公園づくり、空き家問題への協力支援、募金活動の簡素化と明瞭化、全国のボランティア団体とのコラボなど多様な活動を展開し、地域の課題解決と持続可能な地域社会の構築に寄与したいと思っています。

令和7年 10月 27日

特定非営利活動法人 CATARIS カタリス
設立代表者 村上 康德

令和7年度事業計画書

成立の日 から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人 CATALRIS カタリス

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (円)
農山漁村又は中山 間地域の振興の図る 事業	各農村にて農業委員及び自治 会長と耕作放棄地改善策協議 と提案 (理事長と自治会長とのスケ ジュール調整にて決定)	通年	各市町村	1	0	500
自然環境の保全に関 する活動の支援事業	河川及び公園等の美化作業 (会員のスケジュール調整に より決定)	通年	現地集合	3	0	1500
持続的な経済活動の 推進を助ける支援事 業	事業者の後継者探しと、事業 存続させる為、商工会と協議 と提案	通年	各市町村	1	0	500
子ども食堂の運営継 続の支援事業	事業所とロス前の食材を廃棄 する前に譲り受け、届ける為 の協議と提案。 役所の土日祝の市民食堂とし ての開放についての協議	通年	各市町村	1	0	500
			各市町村			

暮らしやすい街まち づくりの支援事業	社会福祉法人、役所と空き家 問題について協議。独居老人 等々と未来について協議提案	通年		1	0	500
-----------------------	---	----	--	---	---	-----

令和8年度事業計画書

令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 CATALRIS カタリス

1 事業実施の方針

事業に関しては支援活動がほぼ全体をしめており話し合い、協議提案が主な事業です。
そのために、双方の会う日時を決めることが難しくなっていますができる限り実行出来る様に努力していく所存です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込 額 (円)
農山漁村又は中山 間地域の振興の支援 事業	各農村にて農業委員及び自治 会長と耕作放棄地改善策協議 と提案 (理事長と自治会長とのスケ ジュール調整にて決定)	通年	各市町村	1	0	1000
自然環境の保全に関 する活動の支援事業	河川及び公園等の美化作業 (会員のスケジュール調整に より決定)	通年	現地集合	3	0	3000
持続的な経済活動の 推進を助ける支援事 業	事業者の後継者探しと、事業 存続させる為、商工会と協議 と提案	通年	各市町村	1	0	1000
子ども食堂運営継続 の支援事業	事業所とロス前の食材を廃棄 する前に譲り受け、届ける為 の協議と提案。 役所の土日祝の市民食堂とし ての開放についての協議	通年	各市町村	1	0	1000

暮らしやすい街づくりの支援事業	社会福祉法人、役所と空き家問題について協議。独居老人等々と未来について協議提案	通年	各市町村	1	0	1000
-----------------	---	----	------	---	---	------

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法 CATALRIS カタリス

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費	0	
正会員受取会費	0	0
.....	0	0
2. 受取寄附金	0	0
受取寄附 (ポングラッセより、月3千円)	36,000	36,000
施設等受入評価益	0	0
.....	0	0
3. 受取助成金等	0	0
受取民間助成金	0	0
.....	0	0
4. 事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
.....	0	0
経常収益計	36,000	36,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
.....	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	3,500	3,500
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
.....	0	0
その他経費計	3,500	3,500
事業費計	3,500	3,500
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
.....	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
.....	0	0
その他経費計	0	0
管理費計	0	0
経常費用計	3,500	3,500
当期経常増減額	32,500	32,500
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
.....	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
.....	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	32,500	32,500
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		32,500

令和8年度活動予算書

令和9年8月31日まで

特定非営利活動法 CATALRIS カタリス

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費	0	
正会員受取会費	0	0
.....	0	0
2. 受取寄附金	0	0
受取寄附 (ポングラッセより、月3千円)	36,000	36,000
施設等受入評価益	0	0
.....	0	0
3. 受取助成金等	0	0
受取民間助成金	0	0
.....	0	0
4. 事業収益	0	0
5. その他収益	0	0
受取利息	0	0
雑収益	0	0
.....	0	0
経常収益計	36,000	36,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
.....	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	7,000	7,000
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
.....	0	0
その他経費計	7,000	7,000
事業費計	7,000	7,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
.....	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
.....	0	0
その他経費計	0	0
管理費計	0	0
経常費用計	7,000	7,000
当期経常増減額	29,000	29,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
.....	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
.....	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	29,000	29,000
前期繰越正味財産額	32,500	32,500
次期繰越正味財産額	61,500	61,500